

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、株式会社伊予鉄グループは、2025年9月30日で利用終了しましたICい〜カードにつきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

【払戻しを行う前払式支払手段の種類】

IC い〜カード（無記名式）

IC い〜カード（記名式）

オートチャージ機能付 IC い〜カード（記名式）

JMB 伊予鉄い〜カード（記名式）

【払戻しの申出期間】

2025年10月1日～2030年10月31日

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

【お問い合わせ先】

株式会社伊予鉄グループ 企画戦略課

<https://www.iyotetsu.co.jp>

<電話番号>089-948-3500

<受付時間>9:00～12:00、13:00～17:00（水土日祝・年末年始除く）